

Ashiya information

お知らせ

国民健康保険被保険者証
が新しくなります

新しい被保険者証を7月上旬から特定記録郵便で順次お届けします。有効期限は、令和7年7月31日まで。

◆マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日以降は、現行の被保険者証は廃止され、マイナ保険証(被保険者証利用登録後のマイナンバーカード)でのオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行されます(マイナ保険証をお持ちでない方へは「資格確認書」の交付が予定されています)。なお、令和6年12月2日以降も、7月上旬にお届けする被保険者証に記載されている有効期限までは、引き続き、被保険者証を使えます。

【健康保険が変わった時は届け出が必要です】

勤務先の健康保険へ加入または脱退をしたときは、必ず下記へ届け出が必要です。届け出がないと、保険料や医療費の支払いに影響が出ます。

▶勤務先の健康保険に加入した時

- ・新しい健康保険の被保険者証※
- ・国民健康保険被保険者証※

※勤務先の健康保険へ加入した人全員分

▶勤務先の健康保険を脱退した時

- ・健康保険資格喪失証明書

■問い合わせ 保険課係 ☎38-2035

【保険料の未納がある場合】

被保険者証に代えて、短期被保険者証(4カ月の有効期限)や被保険者資格証明書(医療費全額をご自身で負担後、一定割合を返金)を交付することがあります。支払いが難しい人は、早めに下記にご相談ください。

■問い合わせ 納付相談窓口 ☎38-2226

国民健康保険料
納額通知書の送付

国民健康保険料納額通知書を7月中旬に送付します。第1期の納期は7月31日(水)です。内容を確認し、納付してください。

【国民健康保険料】

世帯の年間保険料は①医療給付費分②後期高齢者支援金等分③介護納付金分(40歳以上65歳未満の人がいる世帯のみ)の3つの合計額です。

【令和6年度国民健康保険料率】

	①医療給付費分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分
平等割額 (1世帯あたり)	20,460円	7,680円	5,880円
均等割額 (1人あたり)	33,480円	11,520円	12,960円
所得割額	7.8%	3.1%	3.0%
賦課限度額	650,000円	240,000円	170,000円

※所得割額の算定基礎となる所得は、前年分の所得金額から純損失を繰越控除し、さらに市民税の基礎控除(43万円)を差し引いた額です。

【保険料の減免】

失業による所得の著しい減少などの理由により保険料を納めることが困難な事情が生じた人については、申請により保険料の減免を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

【口座振替のご利用を】

保険料のお支払いは、便利な口座振替をおすすめします。申し込みは、下記へ

【治療費や入院時食事代の減額】

災害や失業などにより生活保護基準に近い状況であると認められるとき、医療機関窓口で支払う治療費が減免または徴収猶予される場合があります。また、世帯主と国保加入の世帯員全員が市民税非課税である場合、入院中の食事に要する費用が減額されますので、ご相談ください。

■問い合わせ 保険課係 ☎38-2035

後期高齢者医療制度



保険料額決定通知書、被保険者証、限度額適用(・標準負担額減額)認定証を送付します。

【保険料額決定通知書】

令和6年度保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。※6月以降に75歳になられた方や新たに加入する方には、8月以降に通知書を送付します。

【被保険者証】

新しい被保険者証を7月中旬に送付します。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示ください。

【限度額適用(・標準負担額減額)認定証】

限度額適用(・標準負担額減額)認定証をお持ちで、引き続き対象となる方には、被保険者証と併せて新しい認定証を送付します。8月1日からは、新しい認定証を医療機関等の窓口で提示ください。

◆マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日以降は、現行の被保険者証および限度額適用(・標準負担額減額)認定証は廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録後のマイナンバーカード)でのオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行されます(マイナ保険証をお持ちでない方へは「資格確認書」の交付が予定されています)。なお、猶予期間として廃止後も最長1年間は被保険者証が利用できるとされており、7月中旬に送付します被保険者証等については令和7年7月31日までご利用いただけます。

【所得の低い方の軽減(令和6年度)】

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和5年中の

総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)	7割(15,837円)
基礎控除額(43万円)+29.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	5割(26,395円)
基礎控除額(43万円)+54.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	2割(42,232円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

【ご相談ください】

〈保険料の減免〉

災害などで大きな損害を受けたとき、失業などで所得の著しい減少があったときなどの理由により、保険料を納めることが困難な事情が生じた方は、申請により保険料が減免される場合があります。

〈一部負担金の減免等〉

災害等の特別な事由により、一時的に生活困窮になった時、申請により医療機関等で支払う一部負担金が減免または徴収猶予される場合があります。

■問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037/兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 コールセンター ☎078-326-2021

介護保険料決定通知書の送付

介護保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料の算定は、本人や家族の前年所得額等に応じて決定されます。

【令和6年度～8年度の介護保険料(65歳以上)】

保険料の見直しにより、介護保険料基準月額が6,180円(前年度から440円増加)となりました。詳しくは決定通知書同封のパフレット・市ホームページをご覧ください。

【保険料の減免】

以下の理由により、保険料を納めることが困難な事情が生じた方は、申請により保険料の減免を受けることができます。

▶災害で大きな損害を受けたとき▶失業などで所得が著しく減少したとき▶低所得による生活困窮

【介護サービス利用者負担の減免】

災害等の特別な理由により介護サービス費用の負担が困難な方は、申請により利用者負担金の減免を受けることができます。

【居住費(滞在費)・食費の軽減】

低所得などの理由により、施設入所・ショートステイに係る居住費(滞在費)・食費の負担を軽減できる場合があります。

◆上記の減免・軽減制度には条件がありますので、申請の前に下記へご相談ください。

■問い合わせ 高齢介護課 ☎38-2046

市長の資産等を公開

「政治倫理の確立のための芦屋市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、令和5年分の高島市長の資産等補充報告書、令和6年4月1日現在の関連会社等報告書を公開します。閲覧を希望される方は下記までお問い合わせください。

■日時 7月1日(月)から

■場所&問い合わせ 秘書・広報課 ☎38-2000(南館2階)